

福岡県産木材認証事業体 認定規定集

平成14年 12月2日制定
平成21年10月 1日改正

一般社団法人福岡県木材組合連合会
福岡県産木材供給体制推進協議会

目 次

- 1 福岡県産木材供給体制推進協議会会則
- 2 福岡県産木材認証規程
- 3 福岡県産木材認証事業体認定申請料規定
- 4 福岡県産木材認証事業申請に当たっての留意点
- 5 県産木材の物流と証明の流れ

福岡県産木材供給体制推進協議会会則

(目的)

第1条

この協議会は、「福岡県産木材」(福岡県産木材とは福岡県内で生育し生産された木材、「県産木材」という。)の公共・公営事業等への積極的な利用を推進するとともに、その供給体制を確保し、もって福岡県の森林資源の循環利用を図るために設置するものとする。

(名称)

第2条

この協議会の名称は、福岡県産木材供給体制推進協議会(以下「協議会」という)とする。

(構成員)

第3条

この協議会は、一般社団法人福岡県木材組合連合会の傘下組合の代表者をもって構成する。

(協議会の役員)

第4条

この協議会には構成員の互選により運営委員7名以内を選出するとともに、会長1名を置き、会長には福岡県木材組合連合会会長を当てる。

(協議会の事務局)

第5条

この協議会の事務局は、福岡県木材組合連合会事務局に置く。

(協議会の事業)

第6条

- ① 協議会、運営委員会の開催
- ② 県産木材認証に関する事業
- ③ その他構成員が必要と認めた事業

(協議会の事務費)

第7条

この協議会は、申請料その他の収入をもってこれに充てる。

(その他)

第8条

この会則に定めるもののほか福岡県産木材認証制度の実施に必要な事項は別に定める。

付則

この会則は平成14年12月2日より施行する

福岡県産木材認証規程

(目的)

第1条

この規程は福岡県産木材供給体制推進協議会会則・「福岡県産木材」の認証に必要な事項を定める。

(定義)

第2条

- (1) この規程で云う「福岡県産木材」(以下「県産木材」という。)とは、福岡県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太及び、この丸太を県内で加工した製材品をいう。
- (2) 県産木材認証事業体(以下「認証事業体」という。)とは、福岡県木材業者登録を受けた者で、福岡県産木材供給体制推進協議会の認定書を交付された木材業者をいう。

(認証の申請)

第3条

認証事業体の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は協議会に、申請料を添えて、県産木材認証事業体認定申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(申請の審査)

第4条

協議会は前項の申請書の提出があったときは、運営委員会の審査により次の各号のすべてに該当するときは認定するものとする。

- ① 県産木材の生産もしくは加工もしくは販売体制を有していること。
- ② 県産木材と、その他の木材を分別して取り扱うことのできる体制を有していること。
- ③ 本制度の趣旨を十分理解し、疑義のある行為をする恐れがないこと。

(認証証の交付等)

第5条

協議会は前項の認定をしたときは、申請書の提出があったときは、福岡県産木材認証事業体認定書(様式第2号)を交付するものとする。

なお、認定書の有効期限は交付の日から3年間とする。

(県産木材の証明)

第6条

前項の認証を受けた認証事業体は、自らが生産するもしくは加工もしくは販売する県産木材について、県産木材の証明書(様式第3号)を発行できるものとする。

(認証事業体の遵守義務)

第7条

(1) 認証事業体は、県産木材の信頼性を将来にわたって維持確保していくため、福岡県産木材認証規程を遵守するとともに、県産木材として出荷した木材の産地について、疑義が生じた場合は自らの責任において対処しなければならない。

また、県産木材であることを証するための伝票、その他関係書類については3年間は保管しなければならない。

(2) 認証事業体は県産木材として出荷した木材について、その証明書の写しを当該年度の翌年度4月末日までに、福岡県産木材供給体制推進協議会に提出しなければならない。

(認証の取消)

第8条

協議会は、認証事業体が次の各号に該当する場合は認証を取り消すことができるものとする。

(1) 福岡県産木材認証事業体認定申請書の記載事項に虚偽があったことが明らかになったとき。

(2) 認証事業体から当該認証の取消申請があったとき。

(3) 認証事業体が県産木材の生産を中止したとき。

(4) 認証事業体の本規程に定める基準に適合しない木材を県産木材として出荷したとき。

(調達不可能な判定)

第9条

県産木材の特記のあるもので、県内の生産流通市場等で調達不可能なことが明確な場合は、本協議会の構成員(県木連傘下の組合の代表者)がこれを証する証明書(様式第4号)を発行することができる。

(更新認証の申請)

第10条

認証事業体の認定を更新する者は、有効期間の満了する1ヵ月前までに、協議会に、申請料を添えて、県産木材認証事業体認定申請書（更新）（様式第5号）を提出するものとする。

(認証の申請料)

第11条

申請料は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|--------|---|
| (1) 新規認定手数料 | 5,000 | 円 |
| (2) 更新認定手数料 | 0 | 円 |
| (3) 年間維持費 | 12,000 | 円 |

付 則

この規程は平成14年12月2日により施行する。
この規程は平成21年10月1日改正。

福岡県産木材認証事業体認定申請書

平成 年 月 日

福岡県産木材供給体制推進協議会 会長 殿

(申請者) 事業者名称
 代表者名 ⑩
 郵便番号・所在地
TEL **FAX**

福岡県産木材認証事業体としての認定を受けたいので、「福岡県産木材認証規程第3条」により、下記のとおり申請します。

記

- 1. 取り扱う県産木材の主たる樹種等 スギ・ヒノキ・マツ・その他
- 取り扱う県産木材の主たる種類等 丸太・柱・角・板・割・その他

2. 製品の生産体制

素材生産量 単位：m³

	区 分	直前3年間の生産量の年平均	
針葉樹	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
	広 葉 樹		
	合 計		

製材生産(販売)量

	区 分	申請年の前年1年間の生産(販売)量	最大可能生産量
国産材	県産木材		
	県産木材以外		
	小 計		
	外 材		
	合 計		

素材購入量

	区 分	直前3年間の購入量の年平均	
針葉樹	県産木材		
	県産木材以外		
	外 材		
	広 葉 樹		
	合 計		

- 3. 福岡県木材登録番号 第 号

福岡県産木材認証事業体認定書

平成 年 月 日

殿

一般社団法人 福岡県木材組合連合会
福岡県産木材供給体制推進協議会
会 長

平成 年 月 日付けで提出のあった福岡県産木材認証事業体認定申請書については、審査の結果、福岡県産木材認証規程第 4 に適合しているので、同規程第 5 により福岡県産木材認証事業体認定書を交付します。

1. 福岡県産木材認証事業体

(1) 郵便番号・住所

(2) 事業者名称

(3) 代表者

(4) 認証事業体の番号 ○○第 号

(5) 有効期限 交付の日から 3 年間

福岡県産木材証明書

(請負者)

殿

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量 (本・束)	単材積 m ³	材積 m ³	備考

4. 素材の県内生産地 (市町村名)

5. 県内加工地 (市町村名)

上記の製品は、福岡県産木材であることを証明します。

平成 年 月 日

(証明者) 認証事業体番号 第 号

名称

代表者名

印

郵便番号・所在地

TEL

FAX

様式第4号 不可能証明書

福岡県産木材調達不可能証明書

(請負者)

殿

1. 工事名
2. 工事場所
3. 資材内容

樹種	品名	材種	等級	寸法	数量 (本・束)	単材積		材積		備考
							m ³		m ³	

4. 調達不可能な根拠

上記の(丸太・製材品)は、福岡県産木材の調達が困難であることを証明します。

平成 年 月 日

(証明者) 福岡県産木材供給体制推進協議会

組合名

代表者名氏名

印

郵便番号・所在地

TEL

FAX

福岡県産木材認証事業体認定申請書（更新）

平成 年 月 日

福岡県産木材供給体制推進協議会 会長 殿

（申請者） 事業者名称
 代表者名
 郵便番号・所在地 ㊞
TEL **FAX**

福岡県産木材認証事業体としての認定（更新）を受けたいので、「福岡県産木材認証規程第 10 条」により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 取り扱う県産木材の主たる樹種等 | スギ・ヒノキ・マツ・その他 |
| 取り扱う県産木材の主たる種類等 | 丸太・柱・角・板・割・その他 |
| 2. 製品の生産体制 | |

素材生産量 単位：m³

区 分	直前 3 年間の生産量の年平均	
針葉樹	県産木材	
	県産木材以外	
	小 計	
広 葉 樹		
合 計		

製材生産(販売)量

区 分	申請年の前年 1 年間の生産(販売)量	最大可能生産量
国産材	県産木材	
	県産木材以外	
	小 計	
外 材		
合 計		

素材購入量

区 分	直前 3 年間の購入量の年平均	
針葉樹	県産木材	
	県産木材以外	
	外 材	
広 葉 樹		
合 計		

3. 福岡県産木材認証事業体の番号 第 号

別記 1

福岡県産木材供給体制推進協議会

平成 21 年 10 月 1 日

県産木材認証事業体認定申請料規定

「福岡県産木材認証規程」第 3 条に規定する申請料（認定手数料及び年間維持費）を下記のとおり定める。

記

1	新規認定手数料	5,000円
2	更新認定手数料	0円
3	年間維持費	12,000円

注) 新規認定手数料のうち 1,000円

年間維持費のうち 2,000円

は各組合経費とする。

県産木材認証事業申請に当たっての留意点

1. 県産木材認証事業体の認定申請ができる者

- ①主として県内で伐採・搬出等の素材生産業を営む者。
- ②製材加工施設もしくは販売施設を有し、県内で伐採された丸太を加工し、製材品生産もしくは販売する者。
- ③上記いずれも県産木材とその他の木材が明確に分別できる体制を有していること。

2. 認証の申請料

(1) 申請料は、次のとおりとする。

- ① 新規認定手数料として1件につき 5,000 円
- ② 更新認定手数料として1件につき 0 円
(更新にあたって更新手数料は徴収しない。)
- ③ 年間維持費として1件につき 12,000 円

(新規・更新ともに、年間維持費として毎年12,000円を徴収する。)

(2) 年間維持費の適用(徴収)について

認定済みの事業体については、平成22年4月1日から徴収するものとする。

3. 有効期限 3年とする。

4. 調達不可能な判定

県産木材使用の条件がついた木材で、県内で生産されていないもの（例 マツ梁・桁）及び納期の関係から県内で調達困難なことが明白なもの（例 人工乾燥材）等については、本協議会の会員である各組合長が様式第4号により証明書を発行し、発注者と協議の上、代替できる物で納材する。

5. 認証事業体番号

木材登録の組合別登録番号上2桁に申請認定順に番号を付し、各組合毎の一連番号とする。

例 北九州	〇〇株式会社	1 0 0 1
浮羽	〇〇製材所	2 3 0 2
黒木・矢部	〇〇林業	3 5 0 3

6. 認証事業体の申請期日

第1回目の申請期限を平成15年1月10日とする。

7. 名簿の作成

認証事業体の名簿を作成し、県の関係機関に配布する。

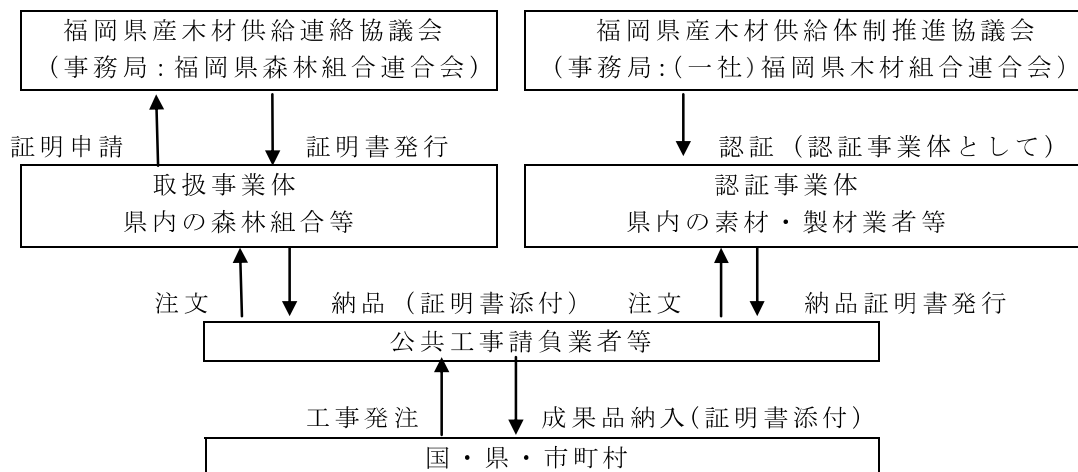
付則

これは平成14年12月2日により施行する。

平成21年10月1日改正。

(参考)

県産木材の物流と証明の流れ



県産木材とは

県内で生育伐採されたスギ・ヒノキ等の丸太及び、この丸太を県内で加工した製材品をいう。

- ① 資材内容が丸太の場合
素材の生産地（市町村名）
自ら県内で素材生産したものであるから
〇〇年〇〇月〇〇市・郡〇〇町大字〇〇伐採分と記入。
- ② 素材内容が製材品の場合
素材の生産地（市町村名）
証明する製材品をつくる為の素材の出所は色々なケースが考えられる。
(ア) 自己所有林または直営素材生産による素材。
上記①の記入方法と同じ
(イ) 県森連系統から素材を購入した場合
〇〇年〇〇月、〇〇共販所より購入、(市町村名)
(註) 県森連系統からの素材には〇〇郡〇〇町生産の記入あり
(ウ) 他の木材市場から素材を購入した場合
〇〇年〇〇月〇〇市場より購入、(生産地〇〇市町村)
(註) この場合、その素材の出荷者が〇〇市町村で伐採したものか証するものが要る
(エ) 素材生産業者から素材を購入した場合
素材業者〇〇から〇〇年〇〇月〇〇市町村伐採分を購入

その他流通形態には色々な流れが考えられますので、不明な点は県木連に連絡相談し、適切な対応をして下さい。

福岡県産木材認証事業体認定書

平成 年 月 日

平成 年 月 日付けで提出のあった福岡県産木材認証事業体認定申請書については、審査の結果、福岡県産木材認証規程第4に適合しているので、同規程第5により福岡県産木材認証事業体認定書を交付します。

一般社団法人福岡県木材組合連合会

福岡県産木材供給体制推進協議会

会 長

印

住 所	
名 称	
代 表 者	
認証事業体の番号	
有 効 期 限	交付の日から3年間